

## 審査基準整理票

処分名	給食の提供を受けない児童の費用の徴収に関する基準														
根拠法令名	大津市立保育所の管理運営に関する規則 (昭和50年4月1日規則第13号)	(条項) 第7条の2第2項第3号 及び第8条第4項第3号													
基準法令名	大津市立保育所の管理運営に関する規則 (昭和50年4月1日規則第13号)	(条項) 第7条の2第2項第3号 及び第8条第4項第3号													
所管部署	こども未来部 保育入所課														
標準処理期間	30日	法定処理期間	一日												
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文書の名称【 ー 】</li><li>・掲載図書等【 ー 】</li><li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</li></ul> <p>大津市立保育所の管理運営に関する規則第7条の2第2項第3号及び第8条第4項第3号に定める給食の提供に要する費用について、下記のとおり取扱いするよう基準を定める。</p> <p>1 給食の提供にあたっては、園の休園を除いては、<u>月を単位</u>として行い、金額は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 公立保育園</p> <table><tr><td>ア 主食のみ提供</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>イ 副食のみ提供</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>ウ 給食の提供なし</td><td>0円</td></tr></table> <p>(2) 公立保育園（特別利用保育）</p> <table><tr><td>ア 主食のみ提供</td><td>800円</td></tr><tr><td>イ 副食のみ提供</td><td>2,800円</td></tr><tr><td>ウ 給食の提供なし</td><td>0円</td></tr></table>				ア 主食のみ提供	1,000円	イ 副食のみ提供	4,500円	ウ 給食の提供なし	0円	ア 主食のみ提供	800円	イ 副食のみ提供	2,800円	ウ 給食の提供なし	0円
ア 主食のみ提供	1,000円														
イ 副食のみ提供	4,500円														
ウ 給食の提供なし	0円														
ア 主食のみ提供	800円														
イ 副食のみ提供	2,800円														
ウ 給食の提供なし	0円														

2 健康上の理由その他特別の理由に該当する事由は下記のいずれかに該当する場合をいう。

- ア アレルギー
- イ 宗教上の理由
- ウ 園児の入院等による欠席
- エ 保護者の里帰り出産・入院による欠席
- オ 偏食（克服が困難と見込まれる場合）

（ウ、エについては、認定継続について、別途確認が必要）

3 健康上の理由その他特別の理由によって給食の一部又は全部の提供を受けない場合は、保護者からの申請をもって、第1項各号のア、イ、ウに該当する費用を徴収する。申請は前月末日までに理由を付した申請書を保育入所課へ提出するものとする。

なお、申請は年度ごとに提出するものとする。

4 保育入所課は第3項の申請を受け、給食費の一部又は全部を免除する場合は、次の事項を保護者及び施設長あて通知する。

- ア 免除後の給食の提供に要する費用
- イ 該当月
- ウ 該当理由

（留意事項）

免除期間において、該当事由の変更等により、1日でも給食の提供を受けた場合は、その月の免除を遡って取消する。施設長においては、その旨、すみやかに保育入所課へ報告しなければならない。

## 参 考

[根拠法令]

大津市立保育所の管理運営に関する規則

（給食の提供）

第7条の2 条例第6条の規定による給食の提供は、月を単位として行う。

2 条例第6条の規定により給食の提供に要する実費に相当する額として市長が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、教育・保育給付認定子ども1人1月につき当該各号に定める額とする。

(1) 満3歳以上保育認定子どもであって、次号及び第3号に掲げる者以外のもの 5,500円

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する満3歳以上保育認定子ども 1,000円

ア 当該満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が57,700円(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)未満である者

イ 負担額算定基準子どもが3人以上いる世帯に属する者であつて、負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)に該当するもの

ウ 当該満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者(特定被監護者等が3人以上いる世帯に属する者に限り、ア又はイに掲げる者を除く。)の市町村民税所得割合算額が97,000円未満の者であつて、負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)に該当するもの

(3) 健康上の理由その他特別の理由によって給食の一部又は全部の提供を受けない満3歳以上保育認定子ども 5,500円を上限として市長が別に定める額

(特別利用保育を受ける場合の給食の提供)

第8条 市は、特別利用保育を受ける教育・保育給付認定子どもに対し、その教育・保育給付認定保護者の希望により、給食を提供する。

2 前項の規定による給食(次項において「給食」という。)の提供は、月を単位として行う。

3 給食の提供を受ける教育・保育給付認定子ども(以下「特別利用給食提供子ども」という。)に係る教育・保育給付認定保護者は、給食の提供に要する実費に相当する額(次項において「給食費」という。)を市に納付しなければならない。

4 給食費は、次の各号に掲げる特別利用給食提供子どもの区分に応じ、特別利用給食提供子ども1人1月につき当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の特別利用給食提供子ども 3,600円

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する特別利用給食提供子ども 800円

ア 当該特別利用給食提供子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である者

イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)が3人以上いる世帯に属する者であつて、負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)に該当するもの

ウ 当該満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者(特定被監護者等が3人以上いる世帯に属する者に限り、ア又はイに掲げる者を除く。)の市町村民税所得割合算額が97,000円未満の者であつて、負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)に該当するもの

(3) 健康上の理由その他特別の理由によって給食の一部の提供を受けない特別利用給食提供子ども 3,600円を上限として市長が別に定める額